

総務経済委員会①

令和7年12月15日
予算決算委員会総務経済分科会①終了後開議
301会議室

付託案件審査

- 1 議案第132号 加賀山中温泉共同浴場の指定管理者の指定について
- 2 議案第133号 加賀山中温泉共同浴場の指定管理者の指定について
- 3 議案第134号 加賀山中温泉共同浴場の指定管理者の指定について
- 4 議案第135号 加賀山中温泉共同浴場の指定管理者の指定について

総務経済委員会②

令和7年12月15日
予算決算委員会総務経済分科会②終了後開議
301会議室

付託案件審査

- 1 議案第82号 加賀山代温泉総湯条例の一部改正について
- 2 議案第83号 加賀山代温泉古総湯条例の一部改正について
- 3 議案第85号 加賀市水道事業給水条例の一部改正について
- 4 議案第86号 加賀市公共下水道条例の一部改正について
- 5 議案第87号 加賀市火災予防条例の一部改正について
- 6 議案第88号 加賀市立大聖寺地区会館の指定管理者の指定について
- 7 議案第89号 加賀市立山代地区会館の指定管理者の指定について
- 8 議案第90号 加賀市立別所地区会館の指定管理者の指定について
- 9 議案第91号 加賀市立庄地区会館の指定管理者の指定について
- 10 議案第92号 加賀市立勅使地区会館の指定管理者の指定について
- 11 議案第93号 加賀市立東谷口地区会館の指定管理者の指定について
- 12 議案第94号 加賀市立片山津地区会館の指定管理者の指定について
- 13 議案第95号 加賀市立作見地区会館の指定管理者の指定について
- 14 議案第96号 加賀市立金明地区会館の指定管理者の指定について
- 15 議案第97号 加賀市立湖北地区会館の指定管理者の指定について
- 16 議案第98号 加賀市立動橋地区会館の指定管理者の指定について
- 17 議案第99号 加賀市立分校地区会館の指定管理者の指定について
- 18 議案第100号 加賀市立橋立地区会館の指定管理者の指定について
- 19 議案第101号 加賀市立三木地区会館の指定管理者の指定について
- 20 議案第102号 加賀市立三谷地区会館の指定管理者の指定について
- 21 議案第103号 加賀市立南郷地区会館の指定管理者の指定について
- 22 議案第104号 加賀市立塩屋地区会館の指定管理者の指定について
- 23 議案第105号 加賀市立河南地区会館の指定管理者の指定について

- 24 議案第106号 加賀市立西谷地区会館の指定管理者の指定について
- 25 議案第107号 加賀市立東谷地区会館の指定管理者の指定について
- 26 議案第108号 新保町民会館の指定管理者の指定について
- 27 議案第109号 湖北町民会館の指定管理者の指定について
- 28 議案第110号 柴山町民会館の指定管理者の指定について
- 29 議案第111号 動橋町民会館の指定管理者の指定について
- 30 議案第112号 黒崎町民会館の指定管理者の指定について
- 31 議案第113号 伊切町老人集会場の指定管理者の指定について
- 32 議案第114号 新保町老人集会場の指定管理者の指定について
- 33 議案第130号 加賀市鴨池観察館の指定管理者の指定について
- 34 議案第131号 加賀市観光情報センターの指定管理者の指定について
- 35 議案第136号 加賀温泉駅全天候型広場施設の指定管理者の指定について
- 36 議案第137号 伊切町民会館の指定管理者の指定について
- 37 議案第138号 橋立自然公園の指定管理者の指定について

そ の 他

山代温泉総湯・古総湯 利用料金改定について

1 現状と利用料金改定の理由

本年5月1日から県の普通公衆浴場入浴料金(最高統制額)が増額改定となり、中人(6歳以上12歳未満)及び小人(3歳以上6歳未満)の普通利用の料金は、大人料金とともに値上げとなった。その他公衆浴場である古総湯に関しては、同統制額に準じていないことから、中人・小人の入浴料金はオープン以来現在まで料金見直しを行っていなかった。しかしながら、近年の物価や人件費等の高騰を鑑み受益者に適正な負担を求める必要があると判断し、今般料金を見直すこととする。また、総湯・古総湯共通料金に関しても両施設の運営に係る経費が増大傾向にあることを踏まえ大人料金も含め同様に料金を見直すこととする。

2 利用料金改定 案

観光目的での利用が中心となる古総湯の中人(6歳以上12歳未満)、小人(3歳以上6歳未満)の普通料金の引き上げ及び総湯・古総湯共通料金の引き上げを行う。

| | | |
|------------------|-----|--|
| 山代温泉古総湯 利用券 | 1回券 | 中人 200円 ⇒ 280円 小人 100円 ⇒ 140円 |
| 山代温泉総湯・古総湯 共通利用券 | 1回券 | 大人 900円 ⇒ 1,000円 中人 250円 ⇒ 350円 小人 120円 ⇒ 170円 |

3 利用料金改定 金額設定の考え方

①古総湯 利用料金

県の公衆浴場入浴料金統制額が引き上げとなった際にも料金改定をしない状況の中で、令和6年度に大人利用料金を500円から700円に引き上げたが、中人と小人に関しては据え置きとした。しかしながら昨今の物価高騰や人件費高騰の影響による経費増大傾向にあることを鑑み、今般、中人、小人ともに料金を引き上げることとする。なお、引き上げ率については、大人料金改定時の引き上げ率と同等の取り扱いとし、現行金額の40%相当額を値上げすることとする。

② 総湯・古総湯 共通利用料金

両施設における昨今の物価高騰や人件費高騰の影響による経費増大傾向を踏まえ、総湯に関しては令和7年度の普通利用料金の全面引き上げ、古総湯に関しては令和6年度の大人普通料金の引き上げに続き今般の中人・小人の普通料金の引き上げを実施することから、これに伴う共通利用に関しても同様に料金を引き上げることとする。引き上げ額は、大人・中人が100円増額、小人は50円増額とする。

4 利用料金改定による増収見込み額(年間)

総湯 共通利用料金引き上げ 393千円

【(大人@100円×9,100人+中人@100円×220人+小人@50円×70人)×420/1,000(古総湯と按分)】

古総湯 普通利用料金引き上げ 36千円

【中人@80円×380人+小人@40円×150人】

共通利用料金引き上げ 543千円

【(大人@100円×9,100人+中人@100円×220人+小人@50円×70人)×580/1,000(総湯と按分)】

計

年間

972千円

5 収支状況の推移

(単位:千円)

| | 歳 入 | | | | 歳 出 | | | | 歳入-歳出 |
|-------|--------|--------|--------|---------|--------|--------|--------|---------|--------|
| | 一般事業 | 総湯事業 | 古総湯事業 | 計 | 一般事業 | 総湯事業 | 古総湯事業 | 計 | |
| R4 実績 | 49,117 | 46,409 | 15,526 | 111,052 | 39,765 | 63,646 | 12,787 | 116,188 | ▲5,136 |
| R5 実績 | 46,964 | 47,455 | 14,442 | 108,861 | 39,792 | 60,869 | 13,717 | 114,378 | ▲5,517 |
| R6 実績 | 49,985 | 51,813 | 24,206 | 126,004 | 39,839 | 62,378 | 15,133 | 117,350 | 8,654 |
| R7 見込 | 49,348 | 52,925 | 22,957 | 125,230 | 42,478 | 64,133 | 15,946 | 122,557 | 2,673 |

6 令和7年度(見込)における収支シミュレーション

| | 区分 | 現行 | 改定後 | 増減 | 増減内訳 | |
|----|-------|---------|---------|-----|---|------|
| | | | | | 一般事業 | 増減なし |
| 歳入 | 一般事業 | 49,348 | 49,348 | 0 | | |
| | 総湯事業 | 52,925 | 53,318 | 393 | 共通利用料金(大人@100円×9,100人+中人@100円×220人+小人@50円×70人)×0.42(古総湯と按分) | |
| | 古総湯事業 | 22,957 | 23,536 | 36 | 普通利用中人@80円×380人+小人@40円×150人 | |
| | 計 | 125,230 | 126,202 | 972 | 共通利用料金(大人@100円×9,100人+中人@100円×220人+小人@50円×70人)×0.58(総湯と按分) | |
| 歳出 | 一般事業 | 42,478 | 42,478 | 0 | 増減なし | |
| | 総湯事業 | 64,133 | 64,133 | 0 | | |
| | 古総湯事業 | 15,946 | 15,946 | 0 | | |
| | 計 | 122,557 | 122,557 | 0 | | |

| | | | | |
|------|-------|-------|-----|---------------|
| 差し引き | 2,673 | 3,645 | 972 | 黒字分は調整基金へ積み立て |
|------|-------|-------|-----|---------------|

国家戦略特別区域 工場等新增設促進事業を定める区域計画の認定について

国家戦略特区において認められている特例「工場等新增設促進事業」に関する区域計画が、国家戦略特別区域会議にて審議がなされ、認定されました。

1. 目的・背景

本市では、産業の競争力強化と経済活動の拠点形成を図るため、新保地区にて産業団地の整備を進めています。工場等の新たな増設の促進に向けて、整備敷地内における緑地率等の緩和を進めるため、国家戦略特区で認められている工場等新增設促進事業の特例活用を行います。

2. 工場等新增設促進事業の特例

本認定により、工場の新增設の際の自由度を最大限に高めるため、工場立地法等に基づく既存の準則（緑地面積率など）に代わる特例基準を条例で定めることが可能となります。

| 緑地面積率 | 環境施設面積率(緑地含む) |
|---------|---------------|
| 5～20%以上 | 10～25%以上 |

| 実施区域 | 緑地面積率 | 環境施設面積率(緑地含む) |
|---------|-------------|---------------|
| 加賀市新保地区 | 1%以上 | 1%以上 |

認定日：令和7年11月28日 対象区域：加賀市新保地区

対象工場規模：工場の敷地面積が9,000平方メートル以上または建築面積が3,000平方メートル以上

3. 期待される効果

事業用地が最大限に有効活用され、工場等の新增設に向けた投資意欲が高まり、地域経済の活性化と雇用機会の拡大が期待されます。

<参考>

① 国家戦略特別区域会議とは

国家戦略特別区域においては、区域計画の作成、認定区域計画及びその実施に係る連絡調整並びに産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成に関し必要な協議を行うため、国・自治体・事業者等で組織するもの。

② 区域計画とは

国家戦略特区において、国・地方公共団体・民間事業者の三者が一体となって推進する具体的な事業計画のことで、区域会議で協議・作成され、内閣総理大臣の認定をもって規制緩和の特例の活用等を可能とするもの。

タウンミーティングの開催について

市長が市内各地に出向き、市民から直接ご意見を伺い、市政に反映していくことを目的に、タウンミーティングを下記のとおり開催することをお知らせします。

タウンミーティングは、市内6中学校区ごとに行う「地域タウンミーティング」と政策テーマ別にご意見を伺う「政策タウンミーティング」の二つの形式で行い、毎月交互に開催します。地域・政策どちらのタウンミーティングとも、市民の方は地区を問わず、どなたでも参加できるものとします。

記

1 開催日程

第1回：「地域タウンミーティング」

日時：令和7年12月18日（木） 午後7時から ※1時間程度

会場：橋立海青学園 第2講堂

第2回：「政策タウンミーティング」

日時：令和8年1月15日（木） 午後7時から ※1時間程度

会場：市民会館3階 大ホール

2 テーマ

第2回（政策タウンミーティング）のテーマについては調整中です。

決定次第、広報かが、加賀市HP、加賀市公式SNS等（LINEほか）で周知します。

3 今後のスケジュールについて

第3回の「地域タウンミーティング」は、片山津中学校区（片山津・金明・湖北地区）を予定しております。

日程、および会場などは調整中、変更になる可能性があります。

加賀市再生プロジェクト検討会の開催について

本市の課題である人口減少や少子高齢化を克服し、若者から選ばれ、安心して子や孫と幸せに暮らせる地域づくりを実現することを目的に「加賀市再生プロジェクト検討会」を設立いたします。

この検討会は、行政の枠を超えて、産・官・学・民・金が連携し、市が今後進むべき方向性について議論を進めていくこととしており、今年度末までを目途に、3回程度会議を行う予定としております。

第1回検討会を下記のとおり開催することをお知らせします。

記

1 開催日程

日時：令和7年12月25日(木) 午後2時から

会場：加賀市市民会館3階 大ホール

2 第1回議事内容

- ① 委嘱状交付
- ② 会長選出
- ③ 諮問について
- ④ 検討会の進め方について
- ⑤ その他

3 今後のスケジュール

令和8年1月から3月まで 検討会 2回程度開催予定

令和8年3月末（予定） 答申

東谷口小学校と連携した「緊急銃猟」実地訓練の実施について

1 内 容

本市の緊急銃猟対応マニュアルに基づく、周辺住民の避難誘導(屋内避難)及び猟友会ハンターによる銃猟の実地訓練、並びに「緊急銃猟」を想定した東谷口小学校での避難訓練を複合的に行うもの。

※雨天等により中止する場合は、当日午前8時30分までに加賀市ホームページの新着情報にてお知らせしますが、東谷口小学校での避難訓練は実施します。

2 目 的

本訓練は、「緊急銃猟」を実施するための手順の中でも、最も対応に時間を要す可能性が高い「周辺住民の安全確保措置(住民や第三者に銃猟による危害を及ぼすおそれがないようにすること)」を迅速かつ適切に行えるようにすることと小学校における避難要領の確認、現場での猟友会ハンターとの連携動作の確認を目的とする。

3 主 催

加賀市（担当部署：産業振興部鳥獣害対策室 TEL：0761-72-7884）

4 準 備

実地訓練を行う場所の町内会長(区長)及び小学校等に相談し、十分な協議・調整を行い、事前に町内放送等で住民に周知を図った上で実施する。

5 日 時

令和7年12月18日(木) 午前10時30分～午前11時30分

※午前10時15分から水田丸町民会館前にて訓練内容の事前説明を行います。

6 場 所

水田丸町民会館(加賀市水田丸町ト105番地1)周辺

※水田丸町民会館を中心とした概ね半径100メートル範囲のエリア(東谷口小学校と東谷口保育園を含む)

7 参加者

鳥獣害対策室及び農林水産課・環境課職員(11名)、大聖寺警察署警察官(7名)、消防職員(2名)、猟友会ハンター(2名)、東谷口小学校教職員及び全校児童(45名)

8 報道機関への公表

「緊急銃猟」に関する加賀市の取り組みを公開し、市民等への周知及び理解促進を図るため、実施について各報道機関へプレスリリースする。

9 その他の

東谷口小学校での避難訓練では、全校児童の避難完了後に児童へクマに対する注意喚起を促すDVDの視聴と講話等を予定しております。

※講話で使用する「クマ注意喚起」児童用チラシ(次ページ参照)は、東谷口小学校の児童の協力を得て作成したもので、今後、市内の全小学校の児童に配布する予定しております。

で あ クマと出会わないために！

ほんらい おくびょう どうぶつ
クマは本来、憶病でおとなしい動物です。
で あ つぎ たいさく
出会わないために次の対策をとりましょう。



おと 音で知らせよう！

やま もり はい ふたりいじょう こうどう まち ちか
山や森に入るのは、2人以上で行動し、町の近くでも
すず 鈴やラジオなどの音の鳴るものを持ち、人間がいる
おと な み つ にんげん
ことをクマに知らせることで、クマとの出会いを防ぎ
し で あ ふせ
ましょう。



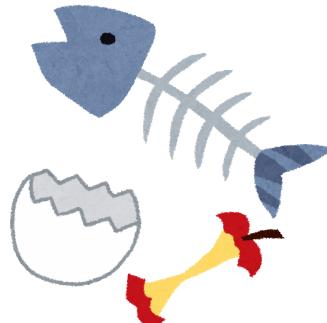
そうちょう ゆうがた とく ちゅうい 早朝と夕方は特に注意！

そうちょう ゆうがた かっぱつ うご じかんたい
早朝や夕方はクマが活動に動く時間帯です。
さが むちゅう にんげん ちか
エサ探しに夢中になって人間が近くにいることに
き 気づきにくくなっていることもあるので、一人で
がいしゅつ さ じゅうぶん ちゅうい
の外出をなるべく避けるなど、十分に注意しましょう。



ゴミは持ち帰ろう！

ハイキングやキャンプ、山登りなどで出たゴミは
やまのぼ で はか
その場に捨てず持ち帰ってください。また、お墓
ば す ものかえ
のお供え物なども持ち帰るようにしましょう。
(クマは嗅覚がするため、臭いの強いものに
きゅうかく にお つよ
引き寄せられやすい習性があります)



み ほ ご し ゃ せんせ つ けいさつ ばん
クマを見かけたら、保護者や先生を通じて警察(110番)
れんらく しゅうせい
に連絡してください！

で あ クマと出会つてしまつたら！

とお 遠くにクマがいる場合 ばあい

- ・ 刺激しないようにし、慌てず静かに立ち去りましょう。
- ・ 決して走って逃げたりしてはいけません。
(逃げるものを追いかけてくるそうです)



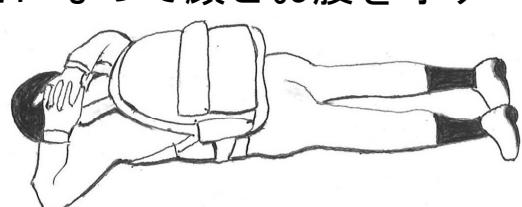
ちか 近くにクマがいる場合 ばあい

- ・ 大声を出さず、落ち着きましょう。
- ・ 背中を見せず、クマを見ながらゆっくり後ろへ下がりましょう。
- ・ 子グマがいても近づかない。
(すぐそばに母グマがいる可能性があり危険)



おそ クマに襲われそうになった場合 ばあい

- ・ クマがその場からいなくなるまで、うつぶせになって顔とお腹を守り首の後ろは手を回して保護し、命に関わる大怪我を避けてください。
また、リュックなどがあれば、頭や首に載せて身を守る体勢をとってください。
- ・ クマ撃退スプレーも有効です。
(ホームセンターなどで購入できます)



ただし、攻撃を避ける完全な方法はありません！
まずは、クマに出会わないための対策を徹底しましょう！